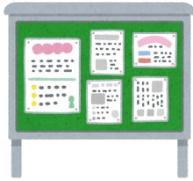


保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 104
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。



【ご確認を】院内掲示事項

6月1日以降はホームページ掲載が必須

2024年診療報酬改定において療養担当規則が一部変更され、「書面掲示することとされている事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないこととする。」とされ、今年5月31日まで経過措置とされていました。2025年6月1日以降、院内に書面にて掲示している内容は自院のホームページ上にも掲載する必要があります。なお、自院のホームページがない場合は、掲載する必要はありません。

【ホームページへの掲載が必要な事項】

1. 保険医療機関であることの掲示
2. 療養担当規則等で定める掲示事項
 - (1) 厚生局へ届け出た点数の掲示
 - (2) 明細書の発行状況に関する事項
 - (3) 入院基本料に関する事項【有床診療所、病院のみ】
3. 施設基準や点数表の算定要件において掲示内容が具体的に示されているもの
4. 保険外負担に関するもの
 - (1) 保険外併用療養費
 - (2) 特別メニューの食事を提供する場合
 - (3) 療養の給付と直接関係ないサービス等の費用徴収
 - (4) 価格の表示方法

(厚労省ホームページ 令和6年度診療報酬改定について「1. 個別改定項目について」より引用)
書面掲示事項のウェブサイトへの掲載

第1 基本的な考え方

デジタル原則に基づき書面掲示についてインターネットでの閲覧を可能な状態にすることを原則義務づけよう求められていることを踏まえ、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者における書面掲示について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないこととする。

第2 具体的な内容

保険医療機関及び保険医療養担当規則等について、書面掲示することとされている事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないこととする。

〔経過措置〕 本改正に際し、令和7年5月31日までの経過措置を設ける。